

令和7年版 環境白書を読む会（中部）でいただいた質問と回答

番号	質問	回答
1	当日の動画は見られるのか。	アーカイブ配信ございません。説明資料は掲載しておりますので、こちらをご覧ください。 https://chubu.env.go.jp/topics_00121.html
2	再資源化高度化法の他にプラスチック資源循環法があるが、この違いは何か。再資源化高度化法の対象にプラスチックはないという事か。	再資源化事業等高度化法は、製造業者等が必要とする質と量の再生材が安定に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すことを目的とした法律です。3つの大臣認定制度を用意しておりますが、例えば、同法第11条に規定される「高度再資源化事業」は、プラスチックも含めてあらゆる廃棄物が対象となりえ、当該再資源化事業が高度であるかどうかによって判断がされます。一方で、プラスチック資源循環法は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化の促進を目的とする法律です。プラスチック資源循環法には、再資源化事業等高度化法にはない、自治体連携を前提とした大臣認定スキームがあるなど、目的や準備されている認定スキームなどに異なる点がございます。
3	バイオプラスチックについて、リサイクル率向上やバイオプラ等の代替素材の導入に向けたそれぞれの取組を説明して欲しい。	プラスチックのリサイクル率向上やバイオマスプラスチック等の代替素材の導入については、プラスチック資源循環促進法に基づき、自治体の分別収集や企業のリサイクル・環境配慮設計に関する取組を認定制度等を活用し後押しするほか、先進的な技術・設備の実証・導入に対する財政支援を行っておりますところ、引き続き様々な施策を活用し、推進してまいりたいと考えております。
4	家庭ごみの分別を細かに実施してリサイクル率を上げている自治体がある。環境省としてはこれを広げていく意向か。そのために何をしているか。	リサイクル率向上の促進については、環境省としても取組を進めてまいりたいと考えております。 環境省では、令和7年3月に家庭ごみの標準的な分別収集区分や循環的利用等について示した一般廃棄物処理システム指針を改訂したところです。引き続きこうした手引きの周知等を通じてリサイクル率の向上に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。 参考（一般廃棄物処理システム指針）： https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/gl-mcs0703.pdf
5	国立公園の利用者負担について話があった。国立公園の利用者は増えているのか。また、維持管理に関わる側はどのような状況か。国立公園の「利用」と「保全」のバランスをとる必要があると思うが、我々は、どのように関わればいいのか。	国立公園における国内の利用者数については以下のHPを参照いただければと存じますが、近年はコロナ禍以前の利用者数に概ね回復してきている状況です。 維持管理にかかわる状況は、地域の実情によって異なりますが、地域制公園であるという特徴を踏まえ、地域の多様な関係者と連携の上で取組を進めています。 ご指摘の「利用者負担」は、「国立公園の利用」が「自然環境の保全」への再投資につながる取組であると考えており、環境省としても、利用者や関係者の理解と協力を促しつつ、推進していきたいと考えております。 ○自然公園利用者数推移（令和5年） https://www.env.go.jp/park/doc/data.html ○第18回国立公園満喫プロジェクト有識者会議（参考資料1の6pに訪日外国人利用者数、12pに国立公園内の宿泊者数について記載があります。） https://www.env.go.jp/nature/np/mankitsu/15_1/index_00003.html